現行定款の公告方法とは別に貸借対照表の公告方法を定める場合の記載例

平成29年４月時点版

（公告の方法）

第○条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。**ただし、法第 28 条の２第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、○○に掲載して行う。**

※下線部の記載例については下記の公告方法別の記載例を参照。

|  |  |
| --- | --- |
| 公告方法 | 記載例 |
| 第１号 (官報) | ただし、法第 28 条の２第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、 官報に掲載して行う。 |
| 第２号 (日刊新聞紙) | ただし、法第 28 条の２第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、  ○○県において発行する○○新聞に掲載して行う。 |
| 第３号 | 【記載例１：法人のホームページを選択する場合】 |
| ただし、法第 28 条の２第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、 |
| この法人のホームページに掲載して行う。 |
| 【記載例２：内閣府ＮＰＯ法人ポータルサイトを選択する場合】 |
| ただし、法第 28 条の２第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、 |
| 内閣府ＮＰＯ法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。 |
| (電子公告) | 【記載例３：事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を |
| することができない場合の公告方法を定める場合】 |
| ただし、法第 28 条の２第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、 |
| この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない |
| 事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、○○県に |
| おいて発行する○○新聞に掲載して行う。 |
| 第４号 | ただし、法第 28 条の２第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、 |
| (主たる事務所の公衆 | この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。 |
| の見やすい場所) |

（注 1）定款の記載にかかわらず、①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法第 31 条の 10 第４項）及び②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告（法第 31 条の 12 第４項）については、必ず官報に掲載して行う必要があります。

（注 2）電子公告ができなくなった場合、他の公告方法を定めることができますが、その方　　　法は、次の２つに限られます。

　　①官報に掲載する方法

　　②日刊新聞紙に掲載する方法

　※主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法は選ぶことができません。

　　定款への記載例については、上記を参考にしてください。